

入札監理小委員会 第 7 3 2 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 3 2 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 7 年 1 月 22 日（水）16：17～17：09

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○国民年金保険料収納事業（国民年金機構）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査、稲生専門委員、
尾花専門委員、和田専門委員

（国民年金保険料収納事業）

国民年金機構 国民年金部

高橋部長

大矢グループ長

船戸参事役

峯田係員

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第732回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、国民年金保険料収納事業の実施要項案について、日本年金機構国民年金部、高橋部長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○高橋部長 ただいま御紹介いただきました日本年金機構の高橋でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、国民年金保険料収納事業の実施要項案について説明させていただきます。

初めに、資料が飛んで大変申し訳ございませんが、資料A-3を御覧ください。事業の概要について御説明いたします。本事業は、国民年金法に定める納期限内に保険料を納付しない滞納者に対する納付督促や免除等申請手続の勧奨を外部委託するものとなります。また、事業の目的としましては、滞納者への納付督促等、これにより国民年金制度の意義、役割、保険料の義務及び年金受給権の確保等に関する理解を促進することにより、保険料収納の向上を図るものとなります。

委託業務の内容は、滞納者への納付督促等のほか、事業報告書の作成及び報告業務や月例打合せ会議への対応がございます。納付督促等の手法は、電話及び文書を必須としております。なお、電話業務はコールセンターによる架電及び受電の手法になります。

続きまして、資料A-4を御覧ください。令和5年1月契約の前回調達は、督促手法から戸別訪問を除いたことで競争性が働き、全ての入札単位で2者以上、最大で3者の応札がありました。なお、開札の結果、2者と契約しております。ただし、備考のとおり、全16地区のうち1地区は不落となり、再度調達の上、令和5年8月に契約しております。

次回調達においても複数の応札者を獲得し、競争性を確保したいと考えております。そのため、参入障壁の解消を促すために、実施要項の見直し及び民間事業者への情報収集を広く実施しました。

また、次回調達では、履行準備期間を前回調達より長くしたいと考えております。前回調達は履行準備期間を3か月間に設定しておりました。しかし、前回調達時の情報収集において、新規参入するために必要なシステム開発や設備等の確保を行うための履行準備期間が短い、そのような回答をいただきました。また、事業者から、特にシステム開発に要する履行準備期間は8か月程度と回答をいただいていたため、次回調達は9か月間に見直したいと考えております。履行準備期間を見直すことに伴い、入札時期を前倒しするため、本来事業評価の際に議論される事項を可能な限り考慮して、実施要項を見直したところで

す。

続きまして、参考資料２－２を御覧ください。

○事務局 すみません、事務局でございます。和田先生、御入室されましたので、少しお待ちください。和田先生、聞こえますでしょうか。

○和田専門委員 よろしく願いいたします。聞こえています。申し訳ございませんでした。

○事務局 とんでもございません。それでは、ご説明を続けてください。

○高橋部長 現契約の実績について、一部になりますが御説明させていただきます。この資料は、令和５年開始事業、第１期の事業実績になります。事業の質として設定した３つの達成目標について、本事業全体として目標を達成しております。また、委託費の増減額措置は、目標を達成したことにより、委託費の約１４．５％に当たる約３．２億円を増額して支出しております。

資料が戻り、大変申し訳ございません。続きまして、資料Ａ－２を御覧ください。実施要項の見直しについて、主に３点を御説明させていただきます。

初めに、３８３分の９ページをお願いいたします。１点目は、前回調達よりも入札単位をまとめたいと考えております。前回調達は、入札単位を１６地区に区分けしてございましたが、小規模地区の委託費で、これではシステム開発や設備の準備に係るイニシャルコストの回収が難しいことが参入障壁であったのではないかと考えております。そのため、入札単位を４地区に区分けしたいと考えております。

続きまして、７１ページをお願いいたします。２点目は、評価項目を見直したいと考えております。本事業は総合評価落札方式を採用しております。前回調達は、技術点の評価項目において、経験のある現行事業者が点数を獲得しやすい内容でありました。次回調達は、滞納者に対する国民年金保険料の納付督促等業務に係る項目について、具体的な特例計画件数等の業務量を評価する項目へ見直しております。

続きまして、８７ページをお願いいたします。３点目は、情報開示事項の開示時期を早めております。前回調達は、過去の事業実績を公告の際に開示しておりましたが、本事業の業務量見込みを民間事業者が把握できないと受注の可否が判断できないため、情報収集時点から開示いたしました。また、これまで公表した情報開示事項に不足がないか、情報収集して実施要項を見直しております。

続きまして、パブリックコメントの概要を御説明させていただきます。資料Ａ－６を御

覧ください。前回調達は、ホームページへの掲載とともに、33者へ個別に協力を依頼していましたが、新規の応札事業者を獲得するために、より幅広い167者へ個別に協力を依頼しました。情報収集は見直し後の実施要項案で行いましたが、否定的な意見はございませんでした。

なお、先ほど御説明しました情報開示事項の情報収集の内容は、項番11に記載しており、前回調達において開示していなかった項目を実施要項案に反映しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 石田です。御説明ありがとうございます。資料A-1の2で、競争性を改善するために実施した取組で、システム開発に要する履行準備期間を9か月に見直されました。業者の意見聴取では、新規参入するために必要なシステム開発及び要員、並びに設備等の確保を行うために準備期間が短いという回答があったということですが、準備期間を長くしても現行業者は既にシステムを開発済みなので、有利ですね。システム開発したものをそのまま新規参入者に、有償か無償か分かりませんが、移行するということは不可能なのでしょうか。

○峯田係員 峯田でございます。御質問ありがとうございます。

今、御質問いただきました、既存のシステムのほうをこれから新規に受託される事業者へ貸し出すということが不可能かという御質問かと思いますが、こちらにつきましては、このシステムにつきましても、ある程度事業者のノウハウというものが入っておりまして、そういったシステムのノウハウを用いて、ある程度、技術点とかにはねているものもございます。

また、こちらについては経費上の問題等にもなりますけども、システム、既存で事業者が開発されているものを買取りという形になりますと、そこら辺の事情がございますので、今回、次期調達に関しましては、そういったところを実際、考えてはないというところでございます。

○石田副主査 過年度の落札状況を見ると、やはり同じところが強いですね。もうこれは、ここについては改善の余地なしという形ですか。そうすると、ずっと現行業者は強いという気がするのですけど。

○峯田係員 峯田でございます。委員の先生の方の御意見のとおりかと思うのですが、現行そういった自社内、機構内でシステム開発をしてインハウス化するなり、そういった検討というものにつきましては、今回も検討したところではございますけども、経費上の問題等を鑑みて、またフルアウトという形で実行したいと考えておりますが、将来的な話としましては、もちろんインハウスという道はなくさずに検討を進めていきたいと考えてございます。

○石田副主査 分かりました。ありがとうございました。

あと、すみません、もう1点だけ。総合評価落札方式で、技術評価点は1,200点ということなのですが、価格点は何点なのでしょう。あと、どこに記載があるか教えていただけるとありがたいです。

○峯田係員 峯田でございます。価格点につきましては400点になりますので、技術点1,200点と価格点400点の合計1,600点ということで設定をしてございまして、記載されているところに関しましては、資料A-2、実施要項案の383分の20ページ、こちらの上段に計算式ということで、総合評価点のほうを記載させていただいてございます。

○石田副主査 分かりました。見過ごしていました。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 3点ございます。1点目は、16地区から4地区に見直したときに、何らか御方針があったかと思うので、それについて御説明いただけると助かります。地区を減少させることのメリットとしては、機構さんの行政コストを削減できるといういい点と、あと、それから受託事業者の一般管理費を削減できそうだということと、それから、インシャルコストを節約できるという意味でいいと、3ついい点があるように思うのですが、そういった点も考慮して4地区に見直されたのかどうかというような観点で御説明いただければと思います。

あと、2点目なのですが、履行準備期間の見直しということで、3か月から9か月に見直したときに、實際上、予定価格にどんなふうに準備期間の延長がはねるのだろうかというようなことを御検討されたのかどうかというところを教えてくださいなと思いました。

3点目なのですが、これはコメントではなくて、実は実施要項の見直しがこんなに詳

細にされている案件を見たことがないので半ば感心してしまったというか、感激してしまったのですが、既存の事業者にも有利にならないように、例えば評価項目の見直しで、督促手法の内容や見込みではなくて業務量を評価するとした点や、あと、それから過去の実施状況の開示をパブリックコメント時にするなど、あと、それから意見聴取の対象を5倍もするなんて、ちょっと聞いたこともなかったので、すごく丁寧に見ていただいて、私個人としてはすばらしいなあと思いました。

なので、質問としては、1点目と2点目になります。よろしくお願いいたします。

○峯田係員 峯田でございます。3点目の御意見、非常にありがとうございます。機構としましても、競争性の確保というものは本事業として非常に大事なものだと思ってございまして、今回このような見直しを図ったというところでございます。ありがとうございます。

1点目に関してでございますが、4地区とした方針になりますが、先ほど、私ども高橋のほうからも御説明させていただいたとおり、小規模地区の委託費においては、なかなかイニシャルコストというところで回収が新規事業者は難しいのかなと思ってございまして、ここの点について、参入障壁ではなかったかと考えた結果、4地区と、16地区から4にまとめたという形でございます。

また、行政コストに関しましては、もちろん16地区、もし全部が違う事業者が参入していただいて受託したということになりますと、我々機構側の管理監督の業務量につきましては、非常に多大なものになってしまうというところもございまして、こちらについては、4つの事業者であれば、我々としても現行2者ということになりますので、そういったところで余りコストが増大化しないのかなと考えておりまして、こういう結果となつてございます。

また、一般管理費、こちらは受託事業者様側の話にはなってくるかと思いますが、今回大変申し訳ございません、こういった観点で、一般管理費のコストに影響しているかどうかという点としましては、我々、そういう観点では調べた結果はなかったところでございますので、今後、こういったパブリックコメントがあったりした場合については、管理費の観点も含めて聴取していきたいなと思ってございます。1点目についての回答は以上でございます。

また、2点目でございまして、履行準備期間、こちらを3か月から9か月のほうに見直したことによって、どれだけコストにはねるのかというところになりますけれども、こちら

のコストというところに関しましても、先ほどの１点目と同様の回答で大変申し訳ございませんが、今回はより競争性というところを確保するために、新規事業者のところが入りづらい、参入障壁と考えられる地域的なものを見直したというところでございまして、こういったコスト面のところで、我々聴取したような結果はなかったというところでございまして、こちら先ほどと同様、今後のパブリックコメントの際には、同じような観点で聴取をしてみたいと思ってございます。

以上です。

○尾花専門委員 尾花です。ありがとうございました。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 私の質問はA－２の資料、実施要項、本文に関するものです。３８３ページに対応するものです。大きく３点ございまして、それ以外に細かい点がありましたら、それは後ほど事務局に提出して御回答いただければと思いますので、本日は３点ばかり述べさせていただきます。よろしいでしょうか。

○中川主査 お願いいたします。

○岡本副主査 聞こえますか。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。聞こえています。

○岡本副主査 すみません、聞こえますか。

○中川主査 聞こえております。

○岡本副主査 まず、第１点目ですけれども、３８３ページの５ページ目、（３）の１行目です。「滞納者全てに対して、それぞれの特性に合わせた納付督励等を実施し、保険料納付等に結びつけた場合」という記述がございますよね。私の質問は「等」というところなのですけれども、これはあくまでも例示なのですが、納付奨励等ということに関しては、前のページに定義があるのです。そこでは、保険料納付等というのは、多分定義が書いていないのです。「等」に何を含めるかということに関しては、例えば受託事業者側からすれば、結構大きな問題になり得る可能性もありますので、できれば要項案において、「等」と書かれている記述について、できるだけ明確にしていきたいというのが１点目の御指摘です。これ、多くの場合がこれに相当いたしますので、何を私が気になったかという点について、後ほど事務局に提出したいと思います。よろしくお願いいたします。

２点目なのですが、１６ページ、２９行目です。２９行目に、「なお、業務の引継ぎに必要となる経費等は、現行の受託事業者の負担とする」という記述がございます。私

の疑問点は、現行の受託業者というのは誰を指すのかということなのです。業務の引継ぎに関しましては、前のほうの記述を見ると、現行の受託事業者から受託事業者、それから将来において、受託事業者ということが想定されると思うのですが、ここの記述の現行の受託事業者というのは誰かというのをもう少し明確に書いたほうがいいのではないかというのが2点目の指摘です。

すみません、この点については、先に、御回答いただけますでしょうか。

○峯田係員 峯田でございます。貴重な御意見ありがとうございます。今、先生のほうがおっしゃられたとおり、より仕様書は明確化したほうが、応札事業者の方々にとってもよりよいものになると思いますので、今の御意見を踏まえて、我々のほうも修正案を検討して、事務局のほうを通して調整をしていきたいと思ってございます。ありがとうございます。

○岡本副主査 よろしく申し上げます。それから、3点目なのですが、22ページ、(イ)の⑥……、聞こえますか。

○事務局 ちょっと、岡本委員、音声が届いてございます。こちらの声は聞こえていますでしょうか。

岡本委員、事務局でございます。こちらの声、聞こえていますでしょうか。

岡本委員、声聞こえていますでしょうか。

○大上参事官 岡本委員、こちら音声、聞こえておりませんので、もしこちらの声が聞こえておりましたら、画面上でマルなり、聞こえていないならバツなりしていただけますでしょうか。こちらの声は聞こえているのですね。岡本委員の音声が届いて聞こえない状況にはなっているのです。大変申し訳ないのですが、進行の関係もございまして、手を挙げていただいている先生に先に御質問いただくということで、いかがでしょうか。

○中川主査 はい、そうさせていただきます。稲生委員、お願いできますでしょうか。

○稲生専門委員 岡本委員、大変申し訳ありません。退出しなければいけないものですから、先に質問をさせていただきます。

今回、事業者想定される方たちが応募しやすいようにということで、16地区の応募を4地区にまとめたということで、効率性の観点から、これ自体はやむを得ないと思っております。ただ一方で、まとめられた地域いろいろ見ていると、例えば、今ページがめくられていませんけども、西日本の②でしたか。要は、かなり広範な、関西よりも西側の沖縄まで含んだような地域までがまとめられるような形になっていまして、若干懸念されるの

が、年金というものの徴収業務ということになりますので、滞納をされる方の割合というのでしょうか、これが人口比で見るとよく分かりませんが、ある程度、不公平感がないようにという言い方はおかしいのですけれども、満遍なく徴収いただきたいというところがあって、事業者さんからすれば、徴収率を上げるとなると基本的には投資効率がよいようなところを中心にお声かけをしてしまう可能性も一応あるわけです。

そういう意味で、どういう形で満遍なく、まとめられた地域の中で公平に徴収、督促業務をいただくかということに対する配慮がどこかに表れているのかどうかと、こういう質問が1つ目でございます。

それから、2点目は細かい質問、指摘になりますけれども、資料1－2ですから、実施要項の案の382分の70ページ、別紙の3の別表1というところの一番上のところに黄色の網がかかっていまして、ここは今回、加点评価の観点ということで修正があったところと理解しているのですが、この③のところの、1席1時間当たりの平均電話件数というのがベースの評価項目の中であって、それ自体は結構なのですが、その次のところが接触者との通話から督促事蹟の入力までに要する時間とありまして、これ、多数の方と接触する中で、ここまで細かいミクロなデータを事業者さんにいただくのは若干負担じゃないかなと思ひまして、1席1時間当たりの平均電話件数が把握されれば、おおよその督促状況というのは分かるのではないかと、接触状況というのは分かるのではないかなと思うのですけれども、若干、これが事業者さんからすると負担に感じないかということなのだと思いますけれども、この点、どうお考えかという質問でございます。

以上、2件でございます。よろしくお願いいたします。

○峯田係員 峯田でございます。御質問ありがとうございます。

1点目のところに関しまして、4地区に分けた結果、西日本②地区について、物理的なところも、地理的なところ、広範になってしまっているのではないかと御質問だったかなと思ひてございます。今回、私どもの方針としまして、4地区に分けたところとしては、こちら、対象となる滞納者数の数です。これが令和5年度ベースで、それぞれ均等に近いような形になるように分けさせていただいたというところでございます。

また、こちらにつきましては、実施要項の情報開示にも、ある程度、滞納者の数ですが、そういったものが参考として載せさせていただいているところではございますが、くぐりに西日本②地区の滞納者数、我々が算出したところでございますと、一番大きいのが西日本の①地区ということで、全国で約3割程度、滞納者を持っている地区になるので

すが、西日本②地区に関しましては大体17%ということで、非常にほかの地区よりも滞納者数が低いところではございまして、また、今、督励手法に関しましては、電話と文書ということで、一つ、全国のいずれかにコールセンターを持って電話をかけていただく。または印刷会社ですとか、そういうところから文書を送っていただくということを考えておりまして、地理的なところで、この事業自体には影響を及ぼさないものなのかなと考えているところでございます。

また、例えば沖縄ですとか、そういった遠いところの収納率の向上の観点で申しますと、私ども、達成目標というものをこの事業の中に盛り込んでございまして、こちらA-2、実施要項の中のページが383分の43というところに記載させていただいているところでございますが、各、私ども日本年金機構で配置しております年金事務所、全国309拠点ございまして、この309拠点それぞれに目標というのを立てさせていただいてございます。これに基づいて、事業者様のほうは達成目標を達成するために事業に営んでいただくことになりまして、これがいうところに沖縄ですとか、そういった遠いところであっても、ある程度、質が確保できるような設定をさせていただいたところでございます。

1点目の回答については、こちらになりまして……。

○稲生専門委員　ありがとうございます。

○峯田係員　2点目に関しまして、評価項目の、接触者に要する時間というところが非常に細かすぎるのではないかという御指摘でございまして、今、先生から御指摘いただいたとおり、1席1時間当たりの平均電話件数で、ある程度ここら辺は盛り込まれているのではないかという御指摘をいただいております。そちらについてはおっしゃるとおりでございまして、どちらかといいますと、1席1時間当たりの平均電話件数を算出するのに必要な関連係数だと思ってございます。

私どもとしましては、言ってしまうと、1席1時間当たりの平均電話件数が分かれば、ある程度評価できるのではなかろうかと思ってございまして、ここが必ずしも重要なキーとなるものではないとも思っているところでございます。これが事業者様の負担ということになる可能性ももちろんございますので、そういった観点から、ここにつきましては削除するかどうか、削除する方向性で前向きに検討させていただいて、また、直させていただいた仕様書のほうは、事務局のほうに報告させていただければなと思ってございます。

以上です。

○稲生専門委員　ありがとうございました。御検討いただければと思います。よろしくお

願いいたします。

○事務局 それでは、稲生委員におかれましては別件がございますので、ここで御退席させていただきます。稲生先生、ありがとうございました。

○稲生専門委員 皆様、失礼いたします。

(稲生専門委員退室)

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。尾花委員、願いいたします。

○尾花専門委員 尾花です。再びすみません。御機構の場合には、賃上げに係る加点というのを入れるように財務大臣からは言われていないという理解でよろしいでしょうか。

○峯田係員 峯田でございます。賃上げに関する通知のものにつきましては、我々理解しているところでございます。こちらにつきましては、機構の中にも調達のルールを決める部門のほうがございます、今現状のルールだけで申し上げますと、そちらを評価項目の中に標準として入れるような指示のほうはいただいていないところでございまして、こういった評価指標となっているところでございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 岡本委員、お話になれますか。

○事務局 岡本委員、聞こえますでしょうか。先程、事務局にお電話いただきまして、音声状況悪いので、御質問事項につきまして、メールで事務局にお送りするという事で御連絡をいただいておりますので、そのように対応をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○中川主査 承知いたしました。ありがとうございます。

では、ほかの委員、御意見、御質問等はございますでしょうか。石田委員、願いいたします。

○石田副主査 先ほど御説明いただいた参考資料2-2の達成目標の状況なのですが、こちら、インセンティブとディスインセンティブをきちんと明確にして、ほとんど目標を達成していらっしゃるということは非常に素晴らしいことだと思います。

一つ、意地悪な質問です。目標達成が非常に良いということは、目標自体が甘かった可能性があります。どのようにこの懸念を払拭されるのか教えていただきたく願います。

○峯田係員 峯田でございます。御質問ありがとうございます。

もともと事業実績に関して、本来であれば、事前に御説明を差し上げているのが本来の

場なのかなと思ってございまして、そちらにつきましては、また、来るときに御説明を詳しくさせていただければなと思っているところでございます。

こちら、達成目標のほうで達成できている状況で、目標の設定がどうなのかという御質問に関してなんですが、今、現行受託されている事業者様におかれましては、元より入札時点で、ある程度、達成目標を100%達成するということで、ある程度の業務量を積算していただいているところではございますけども、運用している中で、事業者様のほうでより収納率を上げていただくとか、達成率を上げていただく、それによるインセンティブを獲得すると、そういったところのうまい働きが行われていまして、実際に応札時点で決められた業務量以上に、実際のところ、事業者様のほうは取り組んでいただいておりますので、その結果がこういった達成状況につながっているものだと思ってございます。

そのため、達成目標自体が高いとか低いとか、そういったことについて、機構のほうで考えているということではなく、事業者様の頑張りのおかげなのかなと今、感じているところでございます。

○石田副主査 ありがとうございます。

○中川主査 和田委員、お願いいたします。

○和田専門委員 遅れて申し訳ございませんでした。聞き逃してしまっているのかもしれませんが、1点、全体のことで少し気になっている点について質問したいと思っております。

今回の市場化テストで、さらに競争が入っていろいろな受託事業者に参加していただく形を目指して、今回の改革はやろうとして、改正をやろうとしていると思うのですがけれども、評価項目とかの中に、これがどんどん今回、これを変えると、そのままそれが継続する形になると思うのですが、受託事業者がいろいろな形で、いろいろなところにどんどん増えていく、競争がどんどん入っていくことによって、結果的にいろいろな事業者が入ることによって、今は気になっていない、同じところがずっと継続していることによって起こってこないトラブルというのが起こってくるかもしれないということを考えたほうがいいのかなと少し思ったところです。

資料の1-2のほうの74ページとかあたりになると、ここで取り扱っているのは結構大事な個人情報の話とか、こちらのほうでは大変分らない話で、今は同じ業者が大体やっているから気にならないけれど、それが例えば、個人情報をそのときはちゃんと守られていたかもしれないけれど、それが別の業者に移ったことによって、そこにトラブルが発

生するとか、それから、ルールは守っているけれども、そこで働いている人が別のところに異動していたりすると、そうしたリスクが高まるのではないかなというようなことが気になったので、例えば、74ページあたりの評価項目にワーク・ライフ・バランスだとか、それから財務内容だとか、それから内部不正の対応とかそういうような、今すごくいい経営をしているところの評価基準の部分に合わせて、職場環境としてよくて、かつ、働いている人が安心してそこで働き続けてくれているみたいな、そういう異動性が比較的低いとか、そういう評価項目みたいなところがチェックできればいいかなと、これは感想ですけども、そのように思いました。

以上です。

○峯田係員 峯田でございます。御質問と御意見になりますか。ありがとうございます。

やはり新規事業者が参入することによって、そういった情報セキュリティに関しましては、我々機構としても十分に管理監督していく立場でございますので、危惧すべき事項であると、十分に理解しているところでございます。

1点、この事業の運用に関しましては、もちろん契約後の話になってしまいますけども、こういう情報セキュリティのデータの流れだったりとか、そういった運用の仕方につきましては、事前に立入りで検査をする、または定期的に検査を立入りでしたりとか、そういったところであったりとか、定例的にそういう報告物をいただきまして、それをチェックするといったところで、ある程度抑止であったりとか、そういった重大な事故が発生しないように運営に努めているところでございます。

また、御意見にございました評価項目につきましては、我々機構としましてのノウハウがないといえますか、なかなか、調達関係部門のところでは、そういった長期間、同一の社員の方が勤めている率とか、そういったところを評価するようなノウハウがなくて、なかなか反映するのが少し難しいのかなと考えているところではございますが、より前向きに、そういった御意見もあったことは、私ども機構のほうの調達関係部門ともある程度議論をさせていただいて、今回反映できるかどうかというところについてはお答えでないんですけども、将来的なところでできないかというところについては、議論を進めてまいりたいと思っております。

貴重な御意見ありがとうございます。

○和田専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見や御質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございました。

いただいた質問について、順に確認させていただければと思います。まず、石田委員からいただきました、履行準備期間の見直しにつきまして、システムの新規事業者への貸出しだとかの部分でございまして、そちらに関しましては、インハウスについては今後検討していきたいということで、機構のほうで検討いただければと存じます。

岡本委員からいただきました御指摘につきましては、後ほどメールでいただけるということでございましたので、そちらのほうを追って確認させていただければと存じます。なお、先ほど途中までありましたのが、滞納者全てという書き出しの文書につきまして、その中で、保険料納付等の「等」が何を指しているのかだとか、そういった御質問がありましたので、その部分の明確化について機構内部で御議論いただければと存じます。

また、稲生先生からいただきました、督促に要する時間が事業者の負担となり得ないかというところございまして、こちらの御指摘に関しましては、削除する方向で機構内部において御検討いただければと存じます。

実施要項の修正に関する御質問は以上と考えてございますので、何か漏れ等ございましたら、御指摘いただければと存じます。

以上でございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、日本年金機構におきまして、引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。これをもちまして、御審議は終了となります。

それでは、まず、一般傍聴者の方から御退席をお願いいたします。資料はどうぞお待ちください。

(一般傍聴者退室)

○事務局 それでは、日本年金機構様、本日はありがとうございました。後方のドアから御退出ください。

(日本年金機構退室)

○事務局 一般傍聴者の方及び日本年金機構様におかれましては、ただいま御退室されました。

— 了 —